

## 大田区スポーツ情報紙制作業務委託仕様書案

※仕様書案は、提案用見積書作成のための参考に掲示するものであり、記載した事項全てが全て必須条件ではない。

### 1 件名

大田区スポーツ情報紙制作業務委託

### 2 履行場所

大田区指定場所（スポーツ推進課ほか）

### 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4 委託概要

スポーツ情報紙の制作（紙面・動画）

### 5 目的・メインターゲットユーザー・コンセプト

#### （1）目的

区民に、手軽に実践できる運動方法を紹介する広報媒体を作成することにより、スポーツ実施率（週1回以上スポーツ活動をする区民の割合）の維持及び向上を図る。

スポーツに関心の低い層に対して関心を高めてもらうように、区にゆかりのあるアスリートや競技団体・スポーツイベント・健康などの情報や、インセンティブの要素も含めて作成する。

感染症予防のため、外出自粛が続く中、自宅で手軽にできる運動等を紙面・動画で紹介し、より多くの区民が継続的に体を動かす機会の創出を図る。

#### （2）メインターゲット

ア 多忙でスポーツ実施率の低い子育て世代、働く世代

イ スポーツに興味、関心が低い区民（特に20～40代女性）

ウ 自宅で手軽に体を動かしたい方、運動不足を解消したい方

#### （3）コンセプト

ア 豊富なビジュアルとインパクトのあるフレーズで、思わず手に取りたくなる紙面と気軽に視聴できる動画。

イ 手軽だが効果を実感でき、継続的に実施できる運動の紹介。

ウ 区にゆかりのあるアスリートや競技団体、スポーツイベント・健康などの情報等、スポーツへの興味を促す情報発信。

## 6 全体運営

- (1) 受託者は、本業務を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。
- (2) 業務全体を管理・統括する者（以下、「業務責任者」という。）を1名指定し、届け出ること。
- (3) 大田区との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。
- (4) 情報紙・動画の企画・編集、撮影、印刷・加工及び納品に係る全体進捗状況やスケジュールを管理すること。また履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、大田区とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

## 7 委託内容詳細

### (1) 企画・編集

- ア 上記5（2）メインターゲット層の興味・関心が得られるような、運動方法を選定すること。
- イ 運動方法の紹介には実在の人物を用い、紙面にはスポーツに慣れていない人でも動きが分かりやすいように、動きを分割した写真を掲載すること。
- ウ 紹介する運動方法には、スポーツ専門家の監修をつけ、正確な動きとなるようにすること。
- エ モデルは動きに精通した専任モデルを起用すること。
- オ 大田区健康政策部健康づくり課と連携し、「はねびょん健康ポイント」との連動を図ること。
- カ 区にゆかりのあるアスリートや競技団体、スポーツイベントの紹介、スポーツと関連した食・健康などの分野に関するコラムなどを含め、スポーツへの興味を促す情報発信を行い、スポーツの関心が低い層にもアプローチできる内容を盛り込むこと。
- キ 多くの視聴者の目に留まるよう、興味・関心を持ってもらえるサムネイルを作成し、動画視聴数アップに努めること。

### (2) 撮影

- 紙面・動画に掲載する実写は、カメラマンを用い、スタジオ等で撮影する。ただし、スタジオは区立施設を利用することもできる。
- なお、撮影に伴う設備・機材等は全て用意すること。

### (3) 紙面の印刷・加工（校正込み）

規格等

- ア 仕上がりサイズ A4 展開サイズ A3
- イ 印刷 4C/4C

ウ 用紙 コート 四六判 90k g

エ 部数 全 20,000 部 年度内 4 回発行 (5,000 部× 4 回=20,000 部)

(4) 配信用動画

ア 1 本につき 5 分程度

イ 全 8～12 本程度 年度内 4 回配信 (1 号につき 2～3 本× 4 回= 8～12 本程度)

ウ 動画は、YouTube 等へアップ可能な形式ファイル (MP4 勸奨) で作成すること。

エ サムネイルは幅 1280 ピクセル×高 720 ピクセル (最小幅 680 ピクセル) の縦横比 16:9 で作成すること。

オ 最終校了後、発行日の 7 日前までに動画及びサムネイル (各運動動画につき 1 枚ずつ) を DVD で提出すること (郵送可)。

(5) 納品

ア 納期 (計 4 回)

第 1 回 令和 4 年 9 月 15 日 (木)

第 2 回 令和 4 年 11 月 15 日 (火)

第 3 回 令和 5 年 1 月 13 日 (金)

第 4 回 令和 5 年 3 月 15 日 (水)

イ 納品場所

スポーツ推進課

ウ 検査立会

検査当日、制作に携わるスタッフ立会を行うこと。

エ 仕分け

10 枚ごとに仕切りの紙 (間紙・合紙) を挿入する等、10 枚ごとに仕切ること。

オ 電子データ

最終校了後、情報紙の PDF データ (表紙のみ・裏面のみ・中面・裏表紙の 4 パターン) を提出すること。なお、電子メール添付可とする。

カ 作成したデータは、インスタグラム等で定期的に配信するとともに、拡散を図るなどの PR により、動画視聴数アップに努めること。

(6) 配布

区施設以外の駅 (20 カ所程度) ・飲食店等に情報紙を設置すること。

(公共施設への配布は大田区が実施するため、対象外)

配布状況の写真を撮り、報告書に記載すること。

(7) 効果検証

毎号、読者アンケートを実施し、内容や効果について検証し、報告書として各号発行後、50 日以内かつ契約期間内に大田区に提出すること。

## 8 契約金額に含む費用

取材費、交通費、撮影費、編集費、出演報酬費、モデルの服飾費、監修費、イラストの作成・購入・使用費、情報紙設置費、アンケート用プレゼント購入費・プレゼント発送費、アンケート集計費、DVD 発送費、インスタグラム・WEB 応募ページ管理料、SSL 対応レンタルサーバ契約料、及び受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。

## 9 支払方法

各号ごとの検査終了後、請求に基づき支払う。

## 10 第三者委託の禁止

本業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ大田区の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

## 11 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て大田区に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約すものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ大田区に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、10 より第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 12 受託者の責務

- (1) 本件委託の内容及び履行に際して知り得た秘密は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報について別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

- (3) 受託者は、収集した個人情報の破棄及び消去後、速やかに「廃棄証明書」（データ消去含む）を区に提出すること。
- (4) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (5) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

### 13 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度大田区と別途協議のうえ処理すること。